

様式第5号（第10条関係）

パブリックコメント実施結果報告書
【案件名：第3次つくば市鳥獣被害防止計画（案）】

令和5年（2023年）2月
つくば市経済部鳥獣対策・森林保全室

■ 意見集計結果

令和4年12月2日から令和5年1月4日までの間、第3次つくば市鳥獣被害防止計画(案)について、意見募集を行った結果、3人(団体を含む。)から3件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(団体を含む。)
直接持参	0人
郵便	0人
電子メール	0人
ファクシミリ	0人
電子申請	3人
合計	3人

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ 2.(4)従来講じてきた被害防止対策について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	現在被害を受けている農業用地および柵について、正しい知識を周知することで、今よりも被害が軽減できるのではないか。	1件	柵の正しい設置、管理等の周知については、2ページの「(5)今後の取組方針」の「⑤地域ぐるみによる鳥獣被害防止の環境づくりの啓発を行う。」として計画しています。今後もイラストや図の入った分かりやすいチラシ等により周知を行い、鳥獣被害防止対策に取り組んでいきます。

○ 3.(3)対象鳥獣の捕獲計画について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
2	ハクビシンもアライグマと同様に捕獲を行って実態を解明し、被害防止対策に取り組んでほしい。	1件	ハクビシンもアライグマと同様に捕獲することについては、3ページの「3.対象鳥獣の捕獲等に関する事項」の「(1)対象鳥獣の捕獲体制」に記載のとおり、捕獲に関する法律が異なることから、同様の捕獲ができないものとなっています。 具体的には、アライグマは生態系等に被害を及ぼすものとして国が「特定外来生物」に指定しており捕獲を推進していますが、ハクビシンは「特定外来生物」に指定されていないことから、捕獲するためには、狩猟免許所持や捕獲許可が必要であり、アライグマと同様の捕獲ができないものとなっています。 しかし、ハクビシンの被害状況等の把握は必要と考えており、農業者を対象にアンケートによる実態調査を実施し、被害防止対策を検討していきます。

○ 8.捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
3	石岡市と連携するなどしてジビエを食材として活用する方法を考えてほしい。 平成30年2月の回答時には「現在、茨城県内においては出荷制限が解除されておらずジビエの活用は難しいことから、出荷制限解除後に検	1件	野生イノシシの食材としての活用については、引き続き国や県の動向を注視しながら、6ページの「8.捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項」の「(1)捕獲等をした鳥獣の利用方法」に記載

	<p>討します」とあるがどうなっているのか？</p>	<p>のとおり、他市町村の事例等を参考にし、検討していきます。 御質問のあった「平成30年2月の回答時には現在、茨城県内においては出荷制限が解除されておらずジビエの活用は難しいことから、出荷制限解除後の検討」については、原子力災害対策特別措置法に基づく野生鳥獣肉の出荷制限については、平成23年12月に指定され、平成24年4月1日から茨城県全域でイノシシ肉は出荷制限されていましたが、令和3年4月5日に「出荷・検査方針」が見直されたことにより緩和されました。 しかし、現在は野生イノシシが生息している筑波山周辺や宝篋山周辺は、国が定める豚熱感染確認区域に含まれていることなどから、ジビエ等の有効利用は進んでいない状況ですが、石岡市との協議は実施しており、今後も継続していきます。</p>
--	----------------------------	---

■ 修正の内容

パブリックコメントによる修正ではありませんが、修正した箇所を以下に記載します。

○ 3.(3)対象鳥獣の捕獲計画について

修正前	修正後
<p>(1) イノシシ イノシシについては、豚熱の影響等により生息数の減少が予想されるため、令和元年から令和3年の捕獲実績の平均に基づき設定する。</p>	<p>(1) イノシシ 令和元年から令和3年の捕獲実績の平均を捕獲計画数に設定する。 ※過去の捕獲実績 令和元年度 398 頭 令和2年度</p>

<p>※過去の捕獲実績 令和元年度 398 頭 令和 2 年度 506 頭 令和 3 年度 193 頭 平均捕獲頭数 (R1~R3) : 約 366 頭</p>	<p>506 頭 令和 3 年度 193 頭 平均捕獲頭数 (R1~R3) : 約 366 頭</p>
<p>(2) カラス <u>カラスについては、令和元年から令和 3 年の捕獲実績の平均に基づき</u>設定する。</p>	<p>(2) カラス 令和元年から令和 3 年の捕獲実績の平均を捕獲計画数に設定する。</p>
<p>※過去の捕獲実績 令和元年度 306 羽 令和 2 年度 322 羽 令和 3 年度 440 羽 平均捕獲羽数 (R1~R3) : 約 356 羽</p>	<p>※過去の捕獲実績 令和元年度 306 羽 令和 2 年度 322 羽 令和 3 年度 440 羽 平均捕獲羽数 (R1~R3) : 356 羽</p>
<p>(3) ハクビシン <u>ハクビシンについては捕獲実績が僅少であり生息状況が不明であるため捕獲計画頭数を設定しない。</u></p>	<p>(3) ハクビシン 捕獲実績が僅少であり生息状況が不明であるため捕獲計画頭数を設定しない。</p>
<p>(4) アライグマ 茨城県アライグマ防除実施方針に基づき、最終的に本市における野外からの完全排除を目標とする。</p>	<p>(4) アライグマ 茨城県アライグマ防除実施方針に基づき、最終的に本市における野外からの完全排除を目標としている。</p>
<p>※過去の捕獲実績 令和元年度 79 頭 令和 2 年度 243 頭 令和 3 年度 206 頭</p>	<p><u>年々増加傾向にあるため、令和元年から令和 3 年の捕獲実績の平均は 176 頭であるが、過去 2 年の捕獲頭数が 200 頭を超えているため、捕獲計画頭数を 300 頭に設定する。</u></p>
	<p>※過去の捕獲実績 令和元年度 79 頭 令和 2 年度 243 頭 令和 3 年度 206 頭 <u>平均捕獲頭数 (R1~R3) : 176 頭</u></p>

※パブリックコメントによるものではありませんが、内容をわかりやすく修正しました。

○ 7.捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項について

修正前	修正後
原則、持ち帰りとし、関係法令に従い、肉は一般廃棄物、骨と皮は焼却施設に持ち込み適正に処理する。地形的要因等で持ち帰り困難な場合は、埋設処理する。	原則持ち帰り、関係法令に従い適切に処理する。地形的要因等で持ち帰り困難な場合は埋設処理をする。

※パブリックコメントによるものではありませんが、記載内容を簡潔に修正しました。

○ 9.(4)その他被害防止対策の実施体制に関する事項について

修正前	修正後
農業者だけでなく、地域住民にも現在の被害状況を理解してもらい、協力を求め、被害防止の啓発及び学習会活動を実施し、地域一体での取り組みを進めていく。	農業者だけでなく、地域住民にも現在の被害状況を理解してもらい、協力を求め、被害防止の啓発及び学習会活動を実施し、地域一体での取り組みを促進する。

※パブリックコメントによるものではありませんが、語尾を修正しました。